

あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 室井 俊幸
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711

9月1日は防災の日です。これからの季節は、台風などによる風水害が、多発する季節でもあります。自社の防災対策は十分かどうか、見直しをしてみたいかがでしょうか。掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。



災害支援にふるさと納税制度が活用できます

災害義援金と“ふるさと納税”

個人の方が災害義援金を送金した場合、一定の要件を満たせば、税務上“ふるさと納税”として、所得税と住民税の負担を減らすことができます。

災害支援目的の“ふるさと納税”

災害が発生して、個人の方がその被災地の都道府県や市区町村など、いわゆる“被災自治体”へ義援金を送金した場合、当該被災自治体に対する寄附金として、“ふるさと納税”の取扱いを受けることができます。

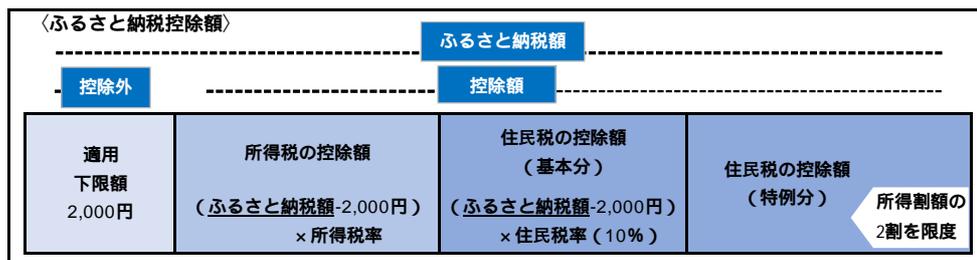
ちなみに、2018年7月6日付で公表された総務省の「ふるさと納税現況調査結果」によると、ふるさと納税の2017年度の実績は、受入額が約3,653億円、納入件数が約1,730万件となり、ともに前年対比でおよそ1.3倍の伸びを示しています。



“ふるさと納税”の概要

“ふるさと納税”とは、個人が行った自治体への寄附のうち、上限はありますが原則として、2,000円を超える部分について、所得税あるいは住民税から控除してもらえる制度をいいます。ただし、原則として確定申告をする必要があります。

“ふるさと納税”の控除イメージを示すと、下図のとおりです。



2018年7月豪雨にも適用

西日本を中心に広い範囲で被害に見舞われた2018年7月豪雨では、被害の大きな地域に災害救助法が適用されました。災害救助法の適用を受けた災害については、先述の被災自治体へ直接義援金を送金する以外にも、日本赤十字社や中央共同募金会など、被災者の支援を行う募金団体が受け付ける義援金で、その

全額が義援金分配委員会等を通じて被災自治体に配分され、最終的に被災住民へ届く一定の義援金についても、“ふるさと納税”として取扱われます。

このように、被災自治体へ直接寄附をしなくても、“ふるさと納税”制度を活用し、被災者支援を行うことができます。

“ふるさと納税ワンストップ特例制度”

先述のとおり、“ふるさと納税”を利用するには、原則として確定申告をする必要があります。ただし、本来確定申告が不要なサラリーマンなどについては、わざわざ“ふるさと納税”をするためだけに確定申告を行わなくても、同様の効果が得られる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することもできます。

確定申告を行う場合と「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用する場合の手続きは、裏面の図のとおりです。



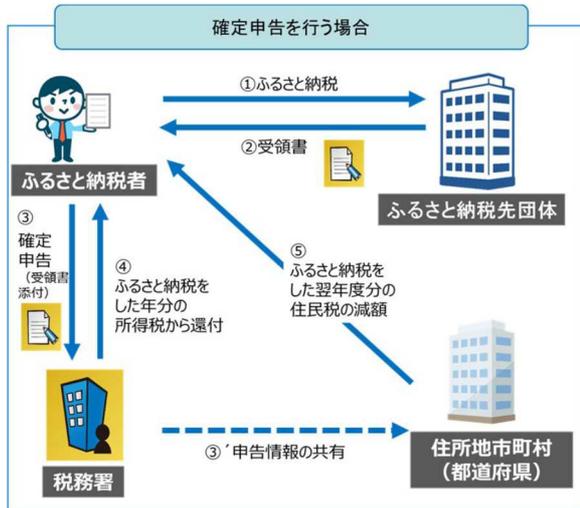
「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用できる注意点としては、先の要件の他、寄附先が5団体までとなっている点です。

また、実際に寄附をする際に一定の申請書を、寄附先へ提出しなければなりません。一定の事務手続きが必要な点にも注意しましょう。

これらの他、日本赤十字社や中央共同募金会などが募集する義援金の送金については、“ふるさと納税”に該当したとしても、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することはできません。

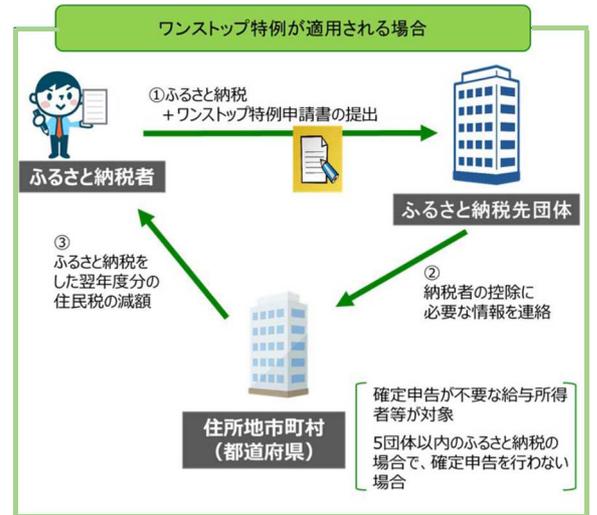
裏面に続く

この場合、「ふるさと納税」を利用するには、原則どおり確定申告をしなくてはなりません。また、確定申告をする場合には、同じ年に「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することはできません。あわせて確定申告をする点にもご留意ください。



「ふるさと納税制度の概要」(総務省)

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000254924.pdf)をもとに作成



「ふるさと納税制度の概要」(総務省)

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000254924.pdf)をもとに作成

認定 NPO 法人等に支払う寄附金

上述の募金団体以外に、被災地の救援活動や被災者への救護活動など行っている認定 NPO 法人等の特定非営利活動事業に対する支援については、「認定 NPO 法人に対する寄附」として、所得税や住民税の負担を軽減することはできますが、「ふるさと納税」の取扱いはありません。(出典: MyKomon)

お仕事カレンダー

9月10日(月)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付期限(8月分) 一括有期事業開始届(建設業)の届出期限
10月1日(月)	7月決算法人の申告・納税、1月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 1月・4月・10月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)



お仕事備忘録

1. 社会保険料定時決定結果の反映(9月より)

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分(10月末納付)からです。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

2. 障害者雇用支援月間

9月は障害者雇用支援月間です。2018年4月には障害者雇用促進法の改正に基づき、新たに精神障害者が障害者雇用率の算定に加わるとともに、民間企業の障害者雇用率が2.0%から2.2%へと引上げになりました。また、2021年4月までには2.3%への引上げも決定されていますので、雇用する障害者数が法定雇用率を満たしていない企業は、達成に向けた取組を強化していきましょう。

3. 国民年金保険料の後納制度の終了

過去5年以内の期間に納め忘れた国民年金保険料を納付できる後納制度が、2018年9月30日で終了します。後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。後納制度を利用するためには、「国民年金後納保険料納付申込書」を提出します。なお、2018年9月30日は日曜日のため、2018年9月28日までに、年金事務所にて手続きを行う必要があります。

